

塩釜ガス体育館使用料

1. 施設関係利用料金

(1) 貸切で使用する場合は料金

			利用料金				
			午前	午後	夜間	全日	
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	
第1 競技場	アマチュア スポーツに 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	児童・生徒	2,200円	3,040円	4,410円	9,660円
			一般・学生	4,410円	5,980円	8,820円	19,210円
		入場料を徴収 する場合	児童・生徒	6,610円	9,030円	13,230円	28,870円
			一般・学生	13,230円	17,950円	26,460円	57,640円
	その他の 催し物に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	営利を目的としない場合	8,820円	11,970円	17,640円	38,430円
			営利を目的とする場合	44,100円	59,850円	88,200円	192,150円
	入場料を徴収する場合			110,250円	149,620円	220,500円	480,370円
	第1控室			1,050円	1,470円	2,100円	4,620円
第2控室			1,050円	1,470円	2,100円	4,620円	
第2 競技場	アマチュア スポーツに 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	児童・生徒	1,150円	1,570円	2,310円	5,040円
			一般・学生	2,310円	3,150円	4,620円	10,080円
		入場料を徴収 する場合	児童・生徒	3,460円	4,720円	6,930円	15,120円
			一般・学生	6,930円	9,450円	13,860円	30,240円
	その他の 催し物に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	営利を目的としない場合	4,620円	6,300円	9,240円	20,160円
			営利を目的とする場合	23,100円	31,500円	46,200円	100,800円
	入場料を徴収する場合			57,750円	78,750円	115,500円	252,000円
	トレーニング室			1,150円	1,570円	2,310円	5,040円
会議室			940円	1,150円	1,890円	3,990円	
研修室	第1研修室		730円	1,050円	1,470円	3,250円	
	第2研修室		1,150円	1,470円	2,310円	4,930円	
和室			520円	730円	1,050円	2,310円	
コミュニティホール			1,050円	1,470円	2,100円	4,620円	
第2会議室			1時間につき 150円				

備考

- 「児童・生徒」とは、満3歳以上の幼児及び小学校の児童、並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 「一般・学生」とは、一般社会人及び大学生等をいう。
- 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わずこれに類する料金を徴収して催し等を行う場合をいう。
- 2つ以上の利用時間を利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合計額とする。
- 利用した時間が本表に定める利用時間に満たない場合でも、時間割り計算は行わない。
- 利用時間には、準備又は後かたづけの時間も含むものとする。
- 本表に定める利用時間外に利用する場合の利用料金は次のとおりとする。

この場合、利用時間が1時間に満たない場合は1時間に切り上げ、10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げる。

- 午前6時から午前9時 午前の利用料金の1時間分に相当する額に2割加算した額
- 正午から午後1時 午後の利用料金の1時間分に相当する額
- 午後5時から午後6時 夜間の利用料金の1時間分に相当する額
- 午後9時から翌日午前6時 夜間の利用料金の1時間分に相当する額に2割加算した額

- 第1競技場及び第2競技場を土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、本表に定める利用料金の2割に相当する額を加算する。なお、利用時間が1時間に満たない場合は1時間に切り上げ、10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げる。

- 塩竈市、多賀城市、松島町、セヶ浜町及び利府町の住民以外の者が利用する場合は、本表に定める利用料金の5割に相当する額を加算する。なお、利用時間が1時間に満たない場合は1時間に切り上げ、10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げる。

- 第1競技場及び第2競技場を準備または撤去のため、前日または翌日利用する場合の利用料金は、本表に定める利用料金2分の1に相当する額とする。ただし、「入場料を徴収する場合」は、本表に定める料金とする。

- 体育館の第1競技場の2分の1を利用する場合は、本表に定める利用料金の2分の1に相当する額とする。